

南海地震などの大規模な災害に備え 四国内の全95市町村と災害協定を締結しました。

四国地方整備局は、災害等により被害が発生又は発生する恐れがある場合、四国内の市町村を支援するための災害協定『災害時における情報交換及び支援に関する協定書』を平成23年11月15日をもって全95市町村と締結しました。

(徳島:24市町村、香川:17市町、愛媛:20市町、高知:34市町村)

本協定は、災害時等に被災市町村へ当整備局の職員を現地情報連絡員(以下「リエゾン」という。)として派遣し、迅速・確実な被災情報の収集・提供やそれらの情報に基づき市町村を支援することを目的としています。

これは、「四国地方整備局防災業務計画」に基づくもので、四国管内の地方公共団体との更なる連携強化を図り、円滑な災害対応と応急復旧活動の支援を行うための取り組みです。

また、「東日本大震災」では、被災市町村へ派遣されたリエゾンの活動が災害支援に貢献し、その必要性が高く評価されています。本協定により、今後、発生が確実視されている「東南海・南海地震」などの巨大地震・津波に対する連携体制の強化に繋がると共に地域防災力の向上が期待されます。

なお、行政機関との連携強化は、『四国地震防災基本戦略(中間とりまとめ)』においても早期に実施すべき事項に位置付けられています。

『災害時における情報交換及び支援に関する協定書』の概要

- 災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整える。
- 災害発生時等における整備局から市町村へのリエゾンの派遣
- 災害初動時における整備局から市町村への必要な災害支援
(被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置等)
- 平常時からの連携体制

(※リエゾンとは、フランス語で「組織間の連絡・連携」のことです。)

本施策は、四国広域地方計画「No6防災向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

平成23年11月16日

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 企画部

防災対策官 松本 秀應 (内線3125)

防災課長 上林 正幸 (内線3411)

TEL (087) 851-8061 (代表)

(087) 811-8310 (ダイヤル)

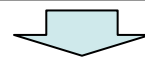
市町村リエゾン協定の締結推進に向けて 「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」

○協定締結の目的

災害等により被害が発生又は発生する恐れがある場合、被災市町村へ四国地方整備局の職員を現地情報連絡員（以下「リエゾン」という。）として派遣し、迅速・確実な被災地域の災害情報の収集・伝達体制の確立を目的とする。

これは、「四国地方整備局防災業務計画」に基づくもので、四国管内の地方公共団体との更なる連携強化を図り、円滑な災害対応及び応急復旧活動の支援を行う取り組みである。

（※リエゾンとは、フランス語で「組織間の連絡・連携」のことです。）



『災害時における情報交換及び支援に関する協定書』の概要

【協定の概要】

- 災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整える。
- 災害発生時等における整備局から市町村への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- 災害初動時における整備局から市町村へ必要な災害支援（被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置等）
- 平常時からの連携体制

※関係機関との連携強化は、『四国地震防災基本戦略（中間とりまとめ）』においても早期に実施すべき事項に位置付けられている。

○協定締結の経過

◆8月下旬より四国管内95市町村との協定締結に向けた調整、手続きを開始。

- ・10月26日付けで67市町村と協定締結。
- ・11月 1日付けで14市町村と協定締結。
- ・11月11日付けで11市町村と協定締結。
- ・11月15日付けで3市町村と協定締結。

◆11月15日をもって全95市町村との協定を完了。

（徳島地区：24市町村、香川地区：17市町、愛媛地区：20市町、高知地区：34市町村）

○東日本大震災時の活動例

◇派遣先：宮城県名取市、巨理町の災害対策本部

◇派遣人員：総勢17名

【活動概要】

陸上自衛隊、消防レスキュー隊の行方不明者捜索活動の後方支援として、国土交通省の排水ポンプ車を現地に派遣し、浸水箇所の排水計画を立案。また、通行路の確保のため、町道上の破損車両や瓦礫の撤去計画の調整を実施。



市長から直接情報を共有（名取市）



捜査隊【自衛隊・消防団】との情報共有、排水エリアの調整（巨理町）

災害時における情報交換及び支援に関する協定書（案）

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と〇〇〇市町村長(以下「乙」という。)は、〇〇〇市町村の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、〇〇〇市町村民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、〇〇〇市町村災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 〇〇〇市町村の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認

められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年〇〇月〇〇日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦 (公印)

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇市町村長 〇〇 〇〇 (公印)